

【議題】介護保険施設等の整備計画について

株式会社シャイニングライフから、稻沢市内での混合型特定施設入居者生活介護（定員30人）の指定について事前相談票が提出された。

| | |
|-------------|----------------|
| 法 人 名 | 株式会社シャイニングライフ |
| 法 人 所 在 地 | 稻沢市一色川俣町149番地3 |
| 整 備 予 定 地 | 稻沢市一色川俣町149番地1 |
| 整 備 予 定 定 員 | 30人（整備枠21人） |
| 開 所 予 定 | 平成31（2019）年5月 |

- 混合型特定施設入居者生活介護は、入居者が要介護者に限られていないので、施設定員の7割を整備枠として設定する。
- 本計画は、平成30年度の整備枠（△13人）を超えている。
- また、平成31年1月29日に開催した「尾張西部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」において、圏域内の全市（一宮市、稻沢市）から、前倒し整備が必要と認められなかった。

【参考】

介護保険施設等の指定等に関する取扱要領（抜粋）

（意見聴取及び連絡調整の基準）

第5 第4第1項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画（以下、「県計画」という。）におけるそれぞれの施設種別（介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。）の老人福祉圏域（以下「圏域」という。）毎、年度毎の整備目標値（必要入所定員総数又は必要利用定員総数）から既存数を差し引いた数の範囲内であること。
- 二 前号の規定にかかわらず、施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める場合には、県計画の当該計画期間の期間内であり、かつ圏域毎に最終年度の整備目標値から既存数を差し引いた範囲内であること。